

教科書問題

— II の 7 —

勝野尚行

- 序 臨時教育審議会設置構想をめぐって
 - 臨時教育審議会の設置構想
 - 臨時教育審議会設置構想の背景 (1)
 - 日経連「労働問題研究委員会報告」

第2節(続き) 教育基本法制の理念

I 教育基本法の成立

——田中耕太郎の教育思想 (2)——

田中文相の地方長官会議での説示

田中「教育基本法第一条の性格」

小 括

第3節(続き) 1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等 (6)

——1982・8・15——

序 臨時教育審議会設置構想をめぐって

本論文「IIの5」に引き続いて、かの「国際的批判」の鎮静後の教育政策動向の分析を継続する。

教科書法案および教育職員免許法「改正」法案の国会上程が見通しされたなか、にわかに浮上してきたのが「臨時教育審議会」(以下「臨教審」)設置法案の国会上程問題である。ここで取り上げるのは、この臨教審設置構想の問題である。

1983年暮の総選挙後、第二次中曽根内閣が発足し、自民党が新自由クラブとの統一会派づくりに成功し、森喜朗文相（元自民党文教部会長）が新たに文部行政の責任者に就任してから、この臨教審設置法案の国会上程がにわかに浮上してきた。中曽根首相がこの臨教審設置構想（当初は「教育臨調」設置構想として打ち出されていたもの）を公式に表明したのは1984年1月26日のことであったが、その後に事態はまさに日々刻々と「進歩」し、はやくも84年3月19日には臨教審設置法案の最終案がまとめられるまでにすすみ、3月27日の国会上程にまでもいっている。まことに驚くべきハイペースである。この調子ですすめば、本論文が本『論集』に掲載される頃には、この臨教審設置法案は、国会（内閣委員会）審議を経て、国会（衆参両院本会議）を通過し、臨教審が発足するまでにいっているかもしれない。

以下、この臨教審設置構想にいくつかの方面から論究するわけであるが、もっとも重大な問題は、この臨教審なるものが「教育基本法の精神にのっとり」設置されるものとされている（臨教審設置法案・最終案第1条）ことである。果たして教基法の精神と臨教審設置とは相容れるものであるのか、首相直属の教育諮問機関として臨教審を設置して、その答申を受けて首相が教育「改革」を実行するというような教育行政執行の筋を教基法の精神は容認するのか、という問題である。本論文の序で私が研究主題としたいと考えている問題は、つきつめるとこの問題である¹⁾。

〔註〕

- 1) この臨教審設置法案のことに、私が本論文「IIの7」の序でどこまで論及できるか、紙数の関係からも、甚だ疑問である。また、1984年の前半期は、この臨教審設置問題・教育改革問題をめぐって日本の教育政策は動くであろうからである。本論文で不足する箇所は逐次論及していくことにしようと思っている。

臨時教育審議会の設置構想

(1) 突如として浮上してきた臨教審（「教育臨調」）設置プランについて、その浮上の経過等を整理してみれば、以下のようになる（84年4月上旬まで）。

臨教審設置構想の浮上経過等

- 1983・6・15 瀬戸山文相、教免法「改正」を教養審に諮問。
- 6・30 中教審、教科書制度「改正」答申。
- 11・15 中教審・教育内容等小委員会、「審議経過報告」発表。
- 11・22 教養審、教免法「改正」案答申。
- 12・10 首相、「教育改革、7つの構想」を発表。
- 1984・1・26 政府、教育改革へ新機関設置方針を決定。
- 1・30 田中一郎日教組委員長、文相との会談で新機関設置に反対の意向を表明。
- 1・31 自民党の文教部会・文教制度調査会が新機関設置に同意。
新自由クラブとも合意成立。
- 2・1 首相・文相会談で合意、新機関設置最終決定。
- 2・4 首相、総理府に事務局を置く方針を表明。
- 2・5 田中日教組委員長、教育研究全国集会で、「教育臨調」との対決を鮮明化。
- 2・6 首相、施政方針演説で新機関設置方針を公式に打ち出す。
- 2・6 石橋政嗣社会党委員長「教育臨調は教育への権力介入」と批判。
- 2・7 自民党幹部(福田派)、首相の「教育臨調」構想を批判。
- 2・8 自民党政調会長、衆院本会議で、首相の「教育臨調」構想を批判。
- 2・9 首相、参院本会議での答弁で、「教育臨調」構想の具体化にあたっては「教育基本法の本質を基本とする」「中教審の蓄積を尊重する」と強調。
- 2・14 首相、衆院予算委で、教基法1条(教育の目的)の解釈につき「人間の生きる基本の型を教えようとするもので、愛国心や親孝行もその中に入る」と答弁。
- 2・15 首相、衆院予算委で、「教育改革に当たって教育現場の生の声を反映したい」と、臨教審への日教組の参加を求めていく旨語る。
- 2・22 日教組、臨教審不参加を決定。
- 3・1 政府、臨教審の構想を固める。
——首相直属、委員9～15人(国会承認人事)、設置期間3年、5月発足、等——
- 3・7 文教懇、報告書素案固める。
- 3・9 民社党、運動方針案で「教育」への積極対応をうたう。
- 3・13 日教組委員長、「下からの教育改革を」と呼びかけ。
- 3・14 臨教審設置法案原案固まる。

- 3・14 民社党、「教育改革に関する提言」まとめる。
- 3・14 公明党、「日教組参加が条件」と参加態度を表明。
- 3・16 首相と文相、新機関の名称を「臨時教育審議会」とする、委員数を25人以内とする、設置期間を3年とする、で合意。
- 3・19 政府、臨教審設置法案最終案まとめる。
- 3・21 社会党、「中教審軸に教育改革を」の対案をまとめる。
- 3・22 文教懇、教育改革に関する「提言」を首相に提出。
- 3・27 教免法「改正」法案を閣議決定、国会提出。
- 3・27 政府、臨教審設置法案を閣議決定、国会提出（29日）。
- 3・27 日教組、臨教審設置法案・教免法「改正」法案の国会提出に反対見解。
- 4・5 民社党、「教育」での与野党政策協議をと自民党に申し入れ。
- 4・5 「全国教職員懇談会」常任世話人がアピール「教育臨調を阻止し、国民の期待にこたえる教育改革を」を発表。
- 4・7 日教組、教育改革試案をまとめる。
- 4・9 自民党、教育改革問題で与野党政策協議をと野党に申し入れ。
- 4・13 日教組、臨時大会で臨教審参加に柔軟姿勢、不参加提案を否決。
- 4・20 自民党と野党との個別の教育改革協議。

この経過等の概観からもわかるように、臨教審設置構想は1984年1月末から突如として浮上してきたものであって、83年12月段階では、首相は「文相をして第14期中教審に学制改革問題を諮問させる」と語っていたのである。その後、この臨教審設置構想の具体化は急ピッチですすみ、首相は84年1月26日に公式にその設置構想を打ち出してから、はやくも同年3月27日には臨教審設置法案を国会に提出するまでにいったのである。

(2) 臨教審設置に向けての首相の強引な手法は、同じ自民党内（非主流派）からさえ批判が出ているほどに、拙速に過ぎることは否定できない。今秋の総裁選をねらっただけのものともいわれるゆえんである。加えて、この臨教審を設置して首相がどのような教育「改革」を実行しようとしているのか、この点が不明確なままであることも、「拙速に過ぎる」という批判を免れない理由である。6・3制の制度そのものの見直しなど、果たして可能なのであろうか¹⁾。

(3) 84年2月6日、首相は衆参両院本会議で施政方針演説を行い、そのなかの「21世紀への礎づくり——3つの改革の推進」の項で、行政改革、財政改革、教育改革の3つを上げ、第三の教育改革の箇所では「今こそ、来るべき21世紀を展望し、教育全般にわたる改革を断行する時期に来ていると考える」と述べつつ、「教育臨調」設置構想を公式に打ち出している。

「教育理念、幼児教育、6・3・3・4制を始めとする教育制度、教育内容、教員の資質、入試制度、海外子女教育、家庭や社会教育等広範な分野にわたっての論議と改革を目指していく。(中略)このため、内閣総理大臣の諮問に応じて改革案を調査審議する新たな機関を設置すべく検討を進めていく。」

戦後日本の教育全般の「改革」をめざしての、首相直属の調査審議機関(臨教審)の設置を構想したものである。「戦後政治の総決算」の一環として、戦後教育の全面的見直しに取り組む旨、公式に宣言したものである。

(4) いわゆる「文教懇」は84年3月22日、首相に教育改革に関する「提言」を提出した。首相は一応、この「提言」および中教審・教育内容等小委員会の「審議経過報告」(83・11・15提出の「中間報告」にあたるもの)を尊重すると発言している(84・3・22)から、この「提言」内容の分析も欠かすことはできない。そこで以下、これに若干論及しておくことにする²⁾。

文教懇提言は、「共通意見」「個別意見」³⁾にわかれ、前者は、総論、教育の現状、教育問題発生の原因、教育改革の基本的視点、教育改革の方向と主な課題、の5項からなっているが、それが戦後教育(教基法)の見直しを求めていることに、よく注意しなくてはならない。この点、それが現行教育は「教育基本法や教育に関する特定の見解にとらわれず」に根本的に改革されなくてはならない、と提言していることからわかる。教育改革の基本的視点の箇所でも、その根本的教育改革が「戦争、敗戦そして占領下に再出発した現在の教育は、むしろ過去との断絶と対決によって」築きあげられたがゆえに必要となっているかのように述べていることからわかる。戦前日

本の軍国主義・国家主義の教育を根本的に反省して戦後教育が出発したことが、まるで誤っていたかのようである。

文教懇提言内容の仔細な吟味は別の機会にゆずって、以下『毎日』等の新聞社説による「提言」批判を紹介しておこう。

この文教懇報告が出されるや、『毎日』社説「問題を残す文教懇報告」(『毎日』84年3月24日付)は、その「表現のあいまいさ」を指摘し、この報告を教育改革の大柱とすることに2つの疑問を出している。

「この報告の特徴は、その表現のあいまいさにある。教育の現状や改革の方向について述べているものの、その意味がはっきりしない個所が多い。たとえば『人間として備えるべき不易の価値』の重視が『教育の本旨』だとしながら、『不易』の具体的な内容には一言も触れていない。『わが国の文化の選択的な継承とその創造的な発展』という表現にしても、『文化の継承と発展』は学校固有の性質であって、現状批判として強調する以上、報告の『わが国の文化』が何を指しているのかを明確にすべきである。」

「不易」「わが国の文化」等の、その具体的中身を示すことをしない表現を使いながら、この文教懇報告は戦前型教育の復活・復元を提唱しているのではないかと、その意図を鋭く指摘したものである。出している2つの疑問とは、以下のようなものである。

「第一の疑問は、この懇談会はあくまで中曽根首相の私的諮問機関であって、公的なものではないことにある。政府は一方で、内閣直属の臨時教育審議会を設置を構想し、設置法案を今国会に提出することになっている。私的機関の報告が公的機関の活動を制約することは、形式上もおかしい。

(中略)第二の疑問は、報告の内容に関してである。まず、現状分析が皮相に過ぎる。たとえば、受験体制の原因を就職にからむ有名大学への入試競争とし、画一教育は義務教育年限の延長と高校教育の普及が平等志向と複合した結果とみなしている。だが、受験体制の背景にある学歴社会の構造はそれほど単純ではない。画一教育を支える要因としての硬直的な教育課

程や学校行政を見落としている。」

この種の疑問は、『朝日』特集記事「文教懇報告、根底に戦後教育批判」(『朝日』84年3月23日付)も出しているところであって、それもまた、「法律によらない中曽根首相の私的諮問機関の提言が、政策形成の上で明確な位置を占めること自体、疑問が残る」と書いたり、「受験教育や画一教育の弊害を指摘しながら、文部省の教育行政が負っている責任については言及していない」と書いたりしているからである。

〔註〕

- 1) 事実、参考までに、『毎日』本社世論調査結果(『毎日』84年4月9日付)によっても、8割を超す人々が、教育改革を望んではいても、6・3制見直し等には消極的である。同世論調査より。

問 あなたは、いま教育改革が必要だと思いますか、思いませんか。	必要だと思う	83%
	必要だとは思わない	13
	その他・無回答	4
問 (「必要だと思う」と答えた人に)では、いまの教育のどの点を改める必要があると思いますか。(2つまで)	入試制度	46%
	非行・校内暴力	40
	教員の資質	37
	教育の内容	27
	落ちこぼれ	21
	画一教育	12
	その他・無回答	3
問 あなたは、現在、小学校6年、中学校3年、高校3年となっている学校の区切りは、変えたほうがよいと思いますか、変えないほうがよいと思いますか。	変えたほうがよい	21%
	変えないほうがよい	54
	わからない	22
	無回答	3
問 あなたは、高校進学制度は今後どうするのがよいと思いますか。	小・中学校と同じ義務制にする	26%
	公立高校への入学希望者は全員無試験で入学させる	27
	現状のままとする	44
	その他・無回答	3

- 2) ここでの当該「提言」は、『毎日』84年3月23日付、『朝日』同日付を参照。いずれも要旨だけが掲載されている。
- 3) 「個別意見」を出しているのは、鈴木健二、曾野綾子、山本七平の3氏。

臨時教育審議会設置構想の背景 (1)

大方の予想では、単線型6・3学制の見直し等の戦後教育「改革」の審議は、1984年3月に発足するはずの第14期中教審で引き続き行われるだろう、ということであった。事実83年6月30日に教科書制度「改正」案を文相に答申した第13期中教審は、その後も引き続いて学制「改革」論議をすすめ、83年11月15日にはいわゆる「中間報告」をまとめて発表するまでに行っていたのである。ところが、かの「文教懇」（首相の私的諮問機関）でさえ83年6月14日に発足したばかりであるのに、中曽根首相は84年2月26日、「中教審も文教懇も相手にせず」とばかりに、突如として臨教審新設構想を打ち出し、いまやこの臨教審設置に向けてひた走るに至っているわけである。臨教審の7月発足が報じられている。

この臨教審設置構想なるものは、いったいどのような背景があって生まれたのか、大方の疑問に感じるところである。もしもそこに自民党総裁選挙を見込んでの政治的思惑以上のものがあるとするれば、それは何であるか。

その背景の一つに日本財界の強い要求があるのではないかという仮説を立て、以下その教育要求を探ってみることにしよう。もちろん、この仮説は私のたんなる恣意的思いつきから出たものではなく、一つの客観的事実を踏まえて立てた仮説である。その事実とは、かの80年代初頭の教科書内容「偏向」キャンペーンで、日本財界もこれを強力に後押ししていたという事実であり¹⁾、それゆえに81年以降の文部省教科書検定は、日本財界の要求にも相当忠実に応えるものとなっているという事実である。

以下、上記仮説に立って、日本財界の教育要求を、一つの文書をとおしてみていこう。なお、日本財界の教育要求をまとめた文書としては、ここで取り上げたもののほかに、以下のようなものがある。ごく最近のものに限って例示しておこう²⁾。

経済同友会「行政改革・今後の文教政策に望む」1982年1月

同「新しい成長と政治改革」1984年1月20日

日経連特別委員会報告「近年の校内暴力問題について」1983年7月5日
経済審議会「1980年代経済社会の展望と指針」1983年8月

〔註〕

- 1) この事実の詳細な説明は、拙稿『教育基本法制と教科書問題』（法律文化社、1982年）の第2章第1節で行っているが、日本財界が80年代初頭を中心に打ち出した教育要求・教科書内容「偏向」非難の文書だけを示せば、以下のようになる。
関西経済同友会「教育改革への提言——21世紀への選択——」1979・10
経済同友会・教育問題委員会『多様化への挑戦』1979・10
日本経済調査協議会『わが国安全保障に関する研究会報告』1980・4・28
奈良経済同友会『愛国心と教育』1980・10
神戸経済同友会『真の民主主義の実現と共同体の確立——青年奉仕活動の制度化への提言——』1980・10
関西経済同友会「教育改革への提言——創造性をはぐくむ環境づくりを目指して——」1980・11・5
経済広報センター『経済教育』1980・11
- 2) いずれも労働者教育協会編『「教育臨調」の構図』学習の友社、1983年、所収。
なお、財界の教育要求を分析するのに、この「労問研報告」だけを取り上げたのは、まったくページ数（紙幅）によるものであって、本来、他のものもここに収録することを予定していたのである。結果、削除した。拙稿『「臨教審」設置構想と財界の教育要求』（『赤旗』84年4月11日付）参照。

日経連「労働問題研究委員会報告」

「日本経営者団体連盟」（以下「日経連」）は、1984年1月11日、副題「雇用の確保とインフレ防止に労使の広範な協力を」をつけた「労働問題研究委員会報告」（以下「労問研報告」）を発表した¹⁾。その目次をみれば、その構成は、

序 文

第1章 世界経済の変容

第2章 日本経済の動き

第3章 生産性基準原理の役割

第4章 官公部門の諸問題

第5章 中小企業問題

第6章 高齢化問題

第7章 ME化と労働問題

- (1) 中学校義務教育制度の見直し
- (2) 私立大学に対する補助金
- (3) 企業と教育
- (4) 家庭教育

第9章 むすび

となっており、その第8章で4項目をもあてて「教育の問題」に論及し、財界の教育要求をまとめている。

(1) 第一項「中学校義務教育制度の見直し」の箇所では、まず以下のよう

に述べている。

「校内暴力の主力は今や中学生であり、とくに問題の大きい対教師暴力事件で書類送検された中学生は、昭和56年1,148人、昭和57年1,500人で、これはすべて公立中学校生徒であり、私立中学校の生徒は皆無であるということである。このことは、私立中学校にあっては、校内で理不尽な暴力をふるう生徒に対しては、退学させることができるのであるが、公立中学校にあっては、義務教育制のゆえにそれができないことにあるのではなからうか。」

前期中等教育（中学校教育）から後期中等教育（高等学校教育）まで、すべての子どもたちにどのようにしてよりよく保障するか、これこそ現代学校教育への国際的・歴史的な課題である（Secondary Education for All）。この課題にてらしてみたと、校内暴力の克服が差し迫った必要事となっていることは確かである。このときに「労問研報告」は、中学校にも退学処分制を導入せよというのである。校内暴力対策が優先してしまい、校内暴力・非行の発生原因を深く解明してその克服をはかるという発想が、少しもない。

「文部大臣の諮問機関である中央教育審議会においては、中学に習熟度別学級編成を取り入れることが論議されているようであるが、このような生

徒に対しては、むしろ画一的な授業を課するよりは、自己に適した、または自己の好む仕事をするための技能を習得できる道を選ばせる、つまり9年間義務教育制を見直すほうが本人の幸福につながると思われるのである。」

さらに、それは中教審の「習熟度別学級編成」提案に強い不満を述べて、義務教育9年制の見直しを提案している。「画一的な授業を課する」よりも自由に技能訓練を受けさせたほうがよほど「本人の幸福につながる」といってである。ここには「画一的授業」が校内暴力・非行の発生原因となっているという認識はあるけれども、義務教育制とは「画一的授業」を課する制度のことをいうのではない²⁾。戦前の義務教育制ならばともかく、戦後の義務教育法制の本質は権利教育法制（憲法26条「教育を受ける権利」の保障をめざす教育法制）だからである。「画一的授業」は、戦後教育改革の所産としての6・3制を権利教育法制として少しもとらえようとしない、文部省教育内容行政に起因するものである。したがって、いわゆる「落ちこぼれ」生徒の問題に関しては、その生徒自身に責任を転嫁することは断じて許されないのであり、「落ちこぼし」をつくり出す「画一的授業」やそれを強制している文部省教育行政などの責任こそが厳しく問われなくてはならないのである。「落ちこぼれ」生徒を技能訓練学校に追いやる道など、けっして「本人の幸福につながる」道ではありえない。

(2) 権利教育の思想は、たんに戦後日本の義務教育法制を組み立てる思想であるだけでなく、戦後日本の高等教育法制を組み立てる思想でもある。だから、国・公・私立の大学間に教育格差が著しいときにはとくに、すべての国民は「ひとしく教育を受ける権利を有する」（憲法26条）という教育人権の思想にてらして、いわゆる「私学助成」が格段に充実せしめられなくてはならないのである。ところが「労問研報告」は、私立学校振興助成法4条の「国は私立大学の経常的経費の2分の1以内を補助することができる」という主旨の規定、1982（昭和57）年度には私立大学総経常経費の26.4%、

2,812億円に国庫補助が達していること、等を「この経常経費の多くの部分を占めるのは、教職員の人件費である」といって問題にしている。

「私立大学は私企業である。したがって、人事院勧告のような公の規制を受けることなく、各大学ごとの、ストライキ権を背景とした団体交渉によって教職員の給与を決める。その結果、私立大学教職員の給与は、平均して国立大学教職員のそれよりも12.4%も高くなっているのである（昭和54年度）。（中略）今日の国家財政大赤字に際し、私立大学の、ストライキ権を背景とした団体交渉の結果をそのまま容認し、経常経費の2分の1以内を補助することがはたして妥当なのかということに関し、識者の注意を喚起しておかなければならない。」

私立大学が「ストライキ権を背景とした団体交渉によって教職員の給与を決める」ことをもって「私立大学は私企業である」というが、争議権・団交権は本来、公務員たる国・公立大学の教職員も憲法上享有するところの基本的な人権であって、公務員法が不当にこれを制限しているのである。賃金その他の労働条件は本来、団交によって自主決定されるべきものなのである。「私立大学は私企業である」という規定はまた、私立大学が国・公立大学とともに、国民の高等教育を受ける権利を保障すべく設置されている「公の性質をもつもの」（教基法6条）であることをみようとしていない点でも、根本的に誤っている。経常費助成は、すべての国民が「ひとしく教育を受ける権利を有する」のに、国・公立大学と私立大学とではあまりにも学生の教育を受ける諸条件に差があり過ぎて教育の機会均等の原則が生きていない、それゆえに始まった施策なのであるから、国・公立の大学の学生の教育条件と私立大学の学生のそれとの格差がなくなるまでに、すべての学生がより十全な条件下で「ひとしく」学問することができるまでに、拡充されて当然である。

(3) 第8章(3)「企業と教育」の箇所では、企業の所有する体育館・運動場等の地域社会への開放、従業員家族への企業参観の機会の付与、学校教師

の企業現場の参観、企業従業員の学校への講師としての派遣、等々を提案しているが、これらの提案は以下のような発想から生まれている。

「最近頻発する校内暴力等非行少年問題との関連において、企業は、一般社会により広く門戸を開くことを考えねばならなくなった。」

この発想はどこから生まれているのか。校内暴力・非行の発生原因が「生きるめあて」の喪失にあることは確実である。したがって、非行の克服を手助けするためには、子どもたちに「生きるめあて」をつかませなくてはならない。その「生きるめあて」を「企業のために生きる」というところに置かせようというのが、上記発想のねらいとするところなのであろう。だからこそ、「企業のことを知らせる」べく、上記の諸提案がなされることになったのであろう。「企業のために働く」ことを「生きるめあて」とさせることによって校内暴力・非行の対策としようというわけである。

「企業のために働く」というようなことが果たして人間の「生きるめあて」となりうるか、この問題をしばらくおいていえば、「労関研報告」が学校を企業従業員の養成機関に変えようとしていることは明白である。あるいは、企業こそが若い世代の人格形成の主導権をとるべきだ、といっていることになる。

「従来、企業には、ともすれば仕事に熱中するあまり、家庭を顧みないことをもってよしとする風潮があった。しかし従業員はまた『人の子の親』でもある。それはその企業の労働力であるのみならず、次代を担う資質の高い国民を育てるための、かけがえのない教育者でもある。少年非行、家庭内暴力の原因として、親と子の間の会話の欠如があげられる場合が多いのであるが、それは企業従業員個人の心のもち方であるとともに、企業内における雰囲気も相当の影響をもつことに留意しなければならない。」

以上は第8章(4)の「家庭教育」の箇所からの引用であるが、これとて、企業従業員が「人の子の親」としての自覚に立って、より意識的に子育てにあたり、「企業のために働く」という「生きるめあて」を子どもたちのなか

に形成するよう求めたものである。

教基法制下の教育は、「全体主義国家における政治教育においては、政治的批判力を養うことより、何よりも一定の政治体制への協力的行動に導き入れることを^{もくと}目途とする」ことへの根本的批判から出発しなくてはならず、それゆえに「国民に政治的知識を与え、政治的批判力を養い、もって政治道徳の向上を目的として施される教育」でなくてはならない³⁾。この筋にてらしてみれば、教基法制下では「生きるめあて」を「企業のために働く」ところに集約させていくような「教育」は、いわば「一定の資本制的企業体制への協力的行動に導き入れることを目途とする」ものとして、けっして許されはしないのであり、その反対に、教基法制下の教育は資本制的企業体制への批判的能力をこそ形成しなくてはならないのである。

〔註〕

- 1) 労働者教育協会編『日経連「労問研報告」批判』学習の友社・1984年、63ページ所収。
- 2) この点を具体的に確認するためには、文部省『学習指導要領』の昭和22年版・昭和26年版などをみればよい。追って概説してみたい。
- 3) 文部省内教育法令研究会『教育基本法の解説』国立書院・昭和22年、111ページ。

第2節(続き) 教育基本法制の理念

I 教育基本法の成立

——田中耕太郎の教育思想(2)——

学校教育局長の時期(1945・10・15~1946・5・21)および文相の時期(1946・5・22~1947・1・31)、教基法制の形成を指導した田中耕太郎は、その後も参院議員として、教育委員会法、教育公務員特例法、文部省設置法、等々の形成に関与していく。そしてその後も、著書『教育と政治』(好学社・1946年)

や『新憲法と文化』(国立書院・1948年)を出版したり、論文「教育基本法第一条の性格」(『ジュリスト』有斐閣・1952年1月1日号)や同「司法権と教育権の独立」¹⁾(『ジュリスト』同・1957年1月1日号)などを発表したり、さらに著書『教育基本法の理論』(有斐閣・1956年)を出版したりして、その教育思想を開陳している。

しかし、その教育思想は、敗戦直後の1940年代後半から50年代にかけて、首尾一貫したものであったとは到底いえない。ここで問題にするのは、上記の著書・論文のうちで、比較的初期のものの中身についてである²⁾。すでにそこに内在していた矛盾を抽出することをしてみよう。

〔註〕

- 1) この論文は、その後に田中『法の支配と裁判』(有斐閣・1960年)に収録されている。
- 2) 田中耕太郎の教育思想のうち、その教育行政思想の一端を開陳したかれの論文、田中「文部行政の任務」および同「地方教育行政の独立について」の2つについては、本学地域経済研究所発行『地域経済』第4集(1984年3月)の第1章第4節で仔細にその内容を検討している。参照されたい。

田中文相の地方長官会議での説示

田中耕太郎が文相に就任した(1946・5・22)その直後の1946年6月14日、第1次吉田茂内閣が招集・主催した最初の地方長官会議において、田中は新内閣の文教方針を説明した。そこでの説示内容を、前記の京都講演と重なるところもあるが、補足的意味で若干フォローしておこう¹⁾。

「我が国が開始すべからざる戦争を開始し、継続すべからざる戦争を破滅の直前まで継続した大きな罪悪と過誤とが、そのもとを辿れば、結局のところ、明治以来の、特に既往20年間の国家主義的、軍国主義的教育に胚^{はい}胎^{たい}してゐることは、今日識者の例外なく承認するところであります。」²⁾

「大きな罪悪と過誤」に満ちた、かの侵略戦争に戦前日本を突入させ、これを継続せしめた、その要因の一つに戦前日本の国家主義・軍国主義的教育

がある、という指摘から始まるこの説示のなかで、田中文相は以下のような指摘を行ったのである。

第一。かれによれば、戦前日本の教育が「国家主義的、軍国主義的に墮した原因」は、結局「我が社会が教育を十分尊重しなかった」ところにある。

「我が国の教育が国家主義的、軍国主義的に墮した原因は何処にあるかと申しますと、畢竟^{ひつぎよう}するに我が社会が教育を十分尊重しなかったと言ふ一事に帰着するのであります。教育の不尊重は教育者の面と教育内容の面との両方に現はれています。教育者は経済的に及び社会的に教育者に当然与へらるべき待遇や取扱いを受けて参りませんでした。又教育内容は常に国家の政策の遂行の手段と考へられ、国家の興隆や繁栄が教育の第一義的の目的と認められ、教育は自主性を喪失し国家の奴隷となつてしまつてゐたのであります。」³⁾

そして、その社会的・伝統的な「教育の不尊重」は「教育者の不尊重」と「教育内容の不尊重」との両面にあらわれていたと指摘し、とくに後者の面については、教育内容が「国家の政策の遂行の手段」とされ「自主性を喪失し国家の奴隷となつてしまつてゐた」という。「本来教育の本義は政治の推移に無関係でなければならぬ」という立場からの、教育への国家統制（国策による教育内容支配）への強烈な批判である。

第二。教育者の待遇・身分を「一般官公吏に比し遙かに不利益な状態」に置いたことは、甚だしい「社会的不正義」であり、速急に是正さるべき「病理的現象」であり、教育者を尊重しないことは「国家社会が自らの墓穴を掘るに等しい」ことだから、その待遇の適正化をはかることは「為政者の当然の義務だ」という。と同時に「教育者の尊重」において「経済的待遇の改善に劣らず重大なのは教育者を制度上一層尊重すること」であり、教育者の品位と自信を回復させることである。

「地方の社会に於て教育者は社会的に一般行政官警察官や市町村当局や自治体議員に比して下位に置かれてゐるやうな実状であります。20年30年

を育英事業に捧げて来た地方老教育者が、自分の教へ子の年齢の教育未経験な法科出身の学務課長の下風に立たせられ、その^{いし}願使に甘んじ、此等の若年の官僚が教育者の人事を左右する権力を持ってゐるところから教育者に対し尊大であり、その結果教育者が不当に自尊心を傷つけられ、場合に依っては品位と自信とを失ひ、謙虚を通り越して卑屈に墮すると言つたやうな変態的現象は、長年の積弊として痛感せられてゐるところであります。更に政党政治の弊害が地方教育界に浸潤するに於ては、その結果は一層憂慮すべきものがあります。』⁴⁾

教育者をして地方政治・地方行政の支配から解放するような「地方教育行政制度の根本的改革」が課題であり、「従来教育者に対し監督者の地位に立って」きた文部省も「監督官庁ではなく、我が教育界の擁護者、利益代表者たる方向にその性格を変更しつつある現在、教育者の権威を認める方向での地方教育行政の制度改革がなされなくてはならない。田中文相は「教育の尊重」「教育者の尊重」のなかで、以上のように述べたのである。

第三。戦後教育改革における軍国主義・超国家主義から平和主義・民主主義への方向転換にたいする疑問（相対主義的・懐疑主義的な受けとめ方）に、ま正面から解答を与えている。「敗けたから仕方がない」「時勢の動きに従つて教育の根本が変るのも当然だ」というような受けとめ方に対してである。

「敗けたから仕方がないと言ふのは、一種の事大主義であります。『仕方がない』と言ふのはポツダム宣言を受諾して降伏した以上法律上の義務として民主主義、平和主義を国是として採用するのは止むを得ないと言ふのであります。我々は連合国側が要求すると否とに拘らず、(中略)民主主義や平和主義が人間社会の理想即ち真理であるが故に、それを自発的に確信を以て、更に大なる喜びを以て採用するのでなければなりません。又此の『敗けたから』と言ふ思想も排除されなければなりません。斯様なことは全然有り得なかつたことでありますが、仮に萬々一勝つてゐたとしても民主主義と平和主義とを信奉しなければならなかつたのであります。敗け勝

ちに拘らず我々は常に真理に服従し、真理の使徒でなければならぬのであります。同様に時勢の動きに依って教育の根本が変わるといふ考へも徹底的に清算されなければなりません。若し昨（1945）年8月15日を境にして真理が誤謬となり、誤謬が真理となると言ふやうな印象を生徒や学童に懐かしめることになれば、それは童心を傷ける由々しき重大事でありませう。斯様な考へ方は相対主義懷疑主義的世界観に属するものでありまして、其の結果は今日真理と主張せられてゐる民主主義や平和主義が今後10年又は20年経過すれば誤謬になり、再び軍国主義や極端な国家主義が支配する世の中が到来することを期待させることになるのであります。』⁵⁾

教育者に向けて、軍国主義・国家主義が誤謬であり悪であつて、民主主義・平和主義こそが真理であり善であつて、これこそ「普遍妥当的な、即ち古今東西を通じて謬ることのない人類社会の根本原理」であることに確信を持つこと、そのうえで従前の軍国主義・国家主義が誤謬・不正・罪惡であることを「忌憚なく勇敢に承認し」て「過去の罪惡を悔い、新なる生活に精進する決意」をすること、等を要求したのである。平和主義・民主主義という「真理に対する服従の態度」こそ、今後の教育の「根本的条件と考へてある」といふ。

第四。いわゆる「教育の中立性」の中身、ないし「教育が政治的影響の圏外になければならぬ」ということの意味にも、より積極的に言及した。

「(教育の中立性とは) 教育の世界の内部に即ち教育人事や教育内容に政治的要素が侵入することを不適當とする意味であります。教育の自主性は第一に教育者の地位が信奉する政治的宗教的立場に依つて左右されてはならぬこと及び第二に教育者が学園内に於ては自己の信奉する諸々の主義主張を鼓吹宣伝し被教育者に或る先入観や偏見を与へてはならぬと言ふ意味であります。』⁶⁾

「教育の政治的中立性」にいう政治は「具体的な政党政派的立場」に立つたものであると述べながら、以下のように述べたのである。

「勿論上級の学校に進むに従って、公民教育が必要なのは当然であります。又軍国主義や極端な国家主義を排斥し、民主主義や平和主義に就くべきことを教へることは広い意味に於ける政治教育と言ひ得られませう。私が教育と政治の分離を主張しますのは、これまでも否定するのではないことは当然であります。公民教育や民主主義や平和主義は政治の根本原理、社会生活の基礎条件であること道徳に比すべき性質のものであります。それはあらゆる政党政派の等しく承認しなければならぬ共通の条件であります。」⁶⁾

平和主義・民主主義を「普遍妥当的な、謬ることのない人類社会の根本原理」と規定する田中文相の立場にてらせば、いかにかれが「教育と政治の分離」をいうとしても、平和主義・民主主義の思想形成をめざす教育、軍国主義・国家主義の思想を誤謬・罪惡として退ける教育、を「偏向」教育の名で非難するはずもない。その後に教基法8条が「政治的教養」は教育上尊重されなくてはならないと定めたとき、いうところの「政治的教養」とはいわば「道徳に比すべき性質」の平和主義・民主主義の思想を指していることを、以上の田中文相の発言はよく示唆している。

道徳教育を重視する田中文相が、戦前教育のなかでのそれを反省しながら、「形式主義に墮した道徳に生命を与へ、放恣即ち主観主義に陥った道徳に客観的内容を与へること」を課題提起したり、また「教育者は其の眼を先ず内面的な精神生活の方面に向けなければなりません」というとき、道徳教育における「普遍人類的道徳律即ち自然法の尊重」が構想されていたことは明白であろう。平和主義・民主主義の思想形成が、いうところの道徳教育の核心に位置づけられていたと、そのように思われる。

以上、4点から田中文相の地方長官会議での説示内容をみてきたが、この説示は、日本側が教基法制の形成(戦後教育改革)に「教育刷新委員会」を設置(1946・9・7)して取り組みを開始する、それ以前に戦後教育改革の方向づけを行った価値ある説示であったといえよう。

〔註〕

- 1) 前出『資料集1, 戦後教育立法に関する重要資料』78—87 ページ所収。
- 2) 同上, 78 ページ。
- 3) 同上, 78—79 ページ。
- 4) 同上, 80 ページ。
- 5) 同上, 81—82 ページ。
- 6) 同上, 84—85 ページ。

田中「教育基本法第一条の性格」

副題「法と教育との関係の一考察」をつけて雑誌『ジュリスト』（有斐閣）の1952年1月1日号に発表されたこの論文での、かれの教基法観は、その立法化にあたった局長・文相の時代のそれとは、すでに若干変化しているように思われる。というのは、この論文のなかでは、田中が、教基法に教育目的規定を盛り込んだことについて疑問を出しているからである。以下、本論文の内容を概観してみよう。

(1) 本論文で田中が解明しようと試みた問題は「教育はどの程度・範囲まで立法的規整に服するか」の問題である。戦前日本の旧憲法下においては、教育は立法事項ではなく、「広義の行政的活動の一種と認められていた」から、政府は勅令・命令によって教育を「意のままに改廃規整することができた」けれども、こうした「甚だ不適當」な制度が、戦後日本の新憲法下において根本的に改められたのである。戦後に至って、教基法、学校教育法、教委法、等々の一連の教育法が続々と制定されただけでなく、新憲法自体が教育を取り上げて、教育に関する根本原則を憲法中に規定したのである。このような「命令主義」から「法律主義」への変化にてらして、法と教育との関係についての一般的考察が課題となったという認識から出て来た新しい問題である。以上の論述に続けて、田中は以下のようにいう。

「(解明すべきは) 教育が如何なる意義及び範囲において法的規整に服するかの問題である。この問題は法と教育との限界に関係しており、教育がそ

の性質よりして法的規整を全面的に排除するにおいては、我々は教育的アナーキーの招来を憂慮しなければならぬように立ち至る。反対にもし法が教育の隅々まで規整することになれば、教育はその潑刺たる生命を失い、死物化してしまうのを免れない。これは具体的にいえば国家と教育との関係如何ということになってくる。」¹⁾

「我々が問題として取り上げなければならぬことは国家と教育との関係、即ち一層具体的にいえば、第一に国家は教育に対し立法的又は行政的手段を以て干渉することができるか否か、もしできるとするならばその理論的根拠如何、及び第二にその干渉の範囲、限界が如何なるものであるかの点である。」¹⁾

このように問題を提起し、法と教育（国家と教育）との関係の一般的考察を試みている。

(2) そのうえで田中が与える解答は、その独特な教育観にてらしての、教育は「国家社会の干与の外にある」というものである。

「本来教育は、芸術的技術的活動と同じく、その性質において文化的のものである。それは自然的存在に対して人間が理念を吹き込み、新たな第三の価値的存在を創造する活動である。その限りにおいて教育は教育者とその対象との間の内的個人的関係であって、国家社会の干与の外にあるところのものである。」¹⁾

教育を文化的・理念的・創造的な活動としてとらえる田中は、この教育観を家庭教育に全面適用して「家庭教育の自由」を説く。したがって、その「家庭教育の自由」は絶対的自由に近いものになる。

「教育が本来教育者とその対象たる被教育者との間の純然たる内的関係であり、その結果としてこれは国家社会の干渉の外にあることは、最も本源的で普遍的な教育現象である家庭教育においてこれを認めることができる。両親のその子女に対する教育は自然法上の教育権に根拠を有するものであり、国家以前に、人類の発生とともに存在し、従ってそれが如何に両

親によって行使されるかは、両親にとって道徳的の問題であり、国家の干渉の外にあるものである。』²⁾

その教育観が極めて抽象的であるところから、両親の家庭教育については、教基法の教育目的規定からさえ自由な、絶対的自由が認められるというのである。

「勿論国家は両親の教育の理念や内容について多大な利害関係を有する。もしそれが反道徳的なもの反国家的反社会的なものなるにおいては、——例えば両親が子女に対し窃盗や詐欺を教育するがごとき場合——それに対する干渉を欲することが山々であろうが、しかしこの場合と雖も純然たる家庭の内部の事柄であり、国家のこれに対する干渉は許されないところである。』²⁾

かれが「家庭内においては教育の自由が存在し、国家はこれを尊重しなければならぬ』²⁾というとき、教基法による家庭教育の方向づけさえ認められないということになる。

(3) 学校教育についても事情は基本的に変わらない。

「教育のかような性質即ち教育者が被教育者に創造的に働きかけるところの、2人格者の間の内的影響関係は家庭における両親と子女との関係においてのみならず、家庭外における個人的な師弟関係及び学校教育においても均しく存在するところのものであり、そうしてこの種の関係が本来国家の干渉の外にあるべきものであることも家庭内の教育関係と異るところがないのである。』²⁾

とはいえ、学校教育においては家庭教育の自由のような絶対的自由は、もちろん成立しない。学校教育は「教育者が任意に選ぶところの世界観乃至理念又は彼が主観的に懐抱している科学的技術的知識又は熟練の内容や程度によって左右されてよいものであろうか』²⁾という「教育の正否及び教育者の適格性の問題」が生ずるからである。

「教育においては、もし教育がその理念や方針において誤っておるとする

ならば、その対象が人格者であり、そうしてそれが社会の構成分子である点からして社会的に影響するところが大である。(しかし)、教育が家庭内において行われる限りにおいては、国家はそれに対し干渉をなすことを得ない。又それが家庭以外において行われるにしても、単に個人相互の關係に止まるにおいては、家庭の場合と同様に国家的干渉の埒外^{らちがい}にある。ところが学校その他これに類似する施設によって教育が行われる場合においては、その影響が極めて広汎且つ重大であるために、教育の理念の正否や教育者の適格性が問題とせられるようになるのである。要するに教育活動自体はその本質において個人的内面的のものであるが、しかしそれが学校というような施設で行われ、社会性、というのは集団性を帯びてくる場合において社会的価値判断を要請するようになるに及んで国家との關係を生じ、法との必然的な交渉が始まるのである。』³⁾

学校教育においてはじめて、教育の理念・方針の正否が問題となるという。教育が個人的關係のもの(家庭教育)から社会的集団關係のもの(学校教育等)となるときにはじめて「教育の正否」が問題となるというような見解は、教育者は被教育者の「教育を受ける権利」(憲法26条)の保障義務をひとしく負っていること、戦後日本の教育は新憲法と固く結んで「(憲法に明示された)理想の実現は、根本において教育の力にまつ」(教基法前文)という根本的要請のうえに立つものでなくてはならないこと、等にてらして大いに疑問のあるところである。

「すべての教育は教育の目的を予定して行われる。目的を離れては教育は存在し得ない。そうしてこの目的は客觀的に正しいものでなければならない。正しい教育であって初めて価値がある故に、正しからざる教育は眞の教育とは認めがたい。教育の普及はそれ自体として望ましいことといえるのであるが、それが正しからざる教育であるにおいては、教育せざるに如くはなく、決して望ましいことではないのである。それ故に国家がその文化的使命を達成するために、教育施設を經營するに当り、(中略)正しい教

育目的を明示しようとするのは、極めて自然の事柄といわなければならない。」³⁾

学校教育では教育目的の正否が問われなくてはならない、だから「新憲法の下において教育基本法が制定せられ、その劈頭第一に教育の目的を宣明したのはその動機において十分理解し得られる事柄である」³⁾という。しかし、もはや田中は、教基法に教育目的規定を置いたことを積極的・肯定的に評価せず、これを「変態的現象」と説明するに至る。そして、学校教育においては「教育者は外部的権威に依存しないで、自己の研究と識見とを以て正しい教育理念と教育方針とを見出さなければならない」⁴⁾とされる。

(4) 再び田中は、一般的考察にすすみ、「問題は国家的立法を以て教育の目的に関する指針を示すことが果たして適当であるかに存する」³⁾として、教基法に教育目的規定を置いたことを著しく消極的に評価するに至る。教育目的の規定(定義)は「それ自体として法的規整の埒外にある事柄であるから」³⁾とあってである。かれが教基法第1条での教育目的規定に言及して「我々は教育の目的を規定しようとした立法者の大胆さに驚く外ない。かような任務は立法者に属するものではない。むしろ教育に従事する者が良心と良識とに従って教育の目的が何れにあるかを判断すべきものである」⁵⁾と教基法立法者の大胆さを驚かせてみせるとき、その理由は2つほどある。

その一は、教育目的が何かは哲学、宗教、道徳等に深く関係しており「法の干渉の外にある教育学の分野に所属する事柄である」ということにある。人々のあいだで哲学観、道徳観等の世界観が多様であるために、加えて教育目的についても「明瞭な一致を見出すのに苦しむ」という事情もある。

その二は、教基法第1条に教育目的が規定してあるが、この規定の内容は「種々の観点からして批判の対象となり得る」⁵⁾ということにある。

「新憲法の民主主義は新憲法の基本的理念を最大公約数として承認する、世界観の基礎において必ずしも一致しない政党党派や信条を包容し得るのであるからして、最なる世界観やそれに出発する政治論や教育論や宗教

宗派からしての批判にさらされなければならぬのである。]⁵⁾

より具体的には、その解釈は多様でありうるし、そこに包含されている諸価値間の理論的關係が明瞭ではないから、どの価値を最優先させるべきかで論議が生ずる可能性があるし、欠けた部分もあるからである。

「我々が教育基本法第1条を一見するならばそれは、民主主義憲法の下における教育に対する諸要求を大体において網羅しているものと認めることができるであろう。しかしながらこれを精読する場合においては、同条が包含している諸価値、例えば人格、平和、国家、社会、真理、正義、個人、勤労、自主制、健康等が一つの文章の中に漫然羅列されていて、その間における理論的關係が明瞭を欠いている。もしこれ等を理論的に整序しようとするならば、(中略)人格価値、団体価値、文化価値の何れのものも最優先せしむべきかというような問題が起こり得るのである。そうして最優先的地位を与えられるある価値に対して、他の諸価値は第二義的又はそれ以下の手段的地位が附与されることになるのである。もし法条は實用を主眼とするものであり、何等かの教育哲学的な理論を表明するものではないとするならば、道徳、文化(これは前文及び第2条において言及されているが)国際的精神というような、教育においてとくに強調したいところの概念も織り込んでもらいたかったと思う。何となれば人格の完成は道徳を離れては存在せず、又道徳は真理と正義の中に含まれるであろうし、又勤労や責任を重んじ、心身ともに健康なことの必須条件であるに相違ないにしても、近時の教育界において道徳的教育がとかく軽視され勝ちなことを考えるときに、我々は一般教育者に具体的指針を与えるものである教育の目的中に道徳的要素が重要な地位を占めることを力説する必要がないとはいいい得ないのである。又文化は真理と無関係ではないが文化の又は美の愛好心もとくに規定されることが望ましいのである。又社会の中には国際社会も含まれると考えられていたかもしれないが、しかし将来の国民の育成に対して我々は国際的価値を強調するの必要を感じるのである。その他第

1条の教育の目的として規定することが望ましい事項はこれ以外に多々存するであろう。又それぞれの教育哲学的見解に立って本条を批判するならば、いふべきことが無数でてくるであろう。」⁵⁾

教基法第1条の教育目的規定が含む問題を種々の方面から指摘しながら、田中は「要するに教育基本法がその第1条において教育の目的を宣明しているのは、理論的には法的規範の範囲を逸脱しているものと認められる」とし、さらには「それは法が自分が権限を有しない学問的分野に介入したことになるのである」というのである⁶⁾。教育目的の国家行政的規整はもちろんのこと、その立法的規整についても、ここで田中の指摘していることは、一般的には真実であろう。教育のいわゆる内的事項（Interna）への立法的規制には限界があって当然だからである。しかし、このような一般論を教基法が教育目的を規定していることにもそのままに適用して、教基法批判に走ることが果たして妥当であるか。

(5) 教基法が教育目的規定を盛り込んだことについて、田中が「我が国に特有な事情」があることを認めていないわけではない。その事情として田中は、戦前日本の教育法令が教育目的を指示していたこと、しかもそれが新憲法の精神に背馳していたこと、したがってその是正をしなくてはならなかったこと、をあげている⁶⁾。

戦前日本の教育は、明治以来、教育勅語を「唯一の指針」としてきた。それは、国家主義的目的によって方向づけられ、皇国の道、教育勅語、国体の信念、国家主義思想、等々が指導理念とされてきた。この傾向は昭和16（1941）年の国民学校令（勅令148号）や昭和18（1943）年の中学校令（勅令36号）その他の学校令および付属規程（省令）において極端に達し、教育の根本目的が「教育＝関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体」することに置かれるに至った。そのため「教育勅語はそれ自体として一つの道德訓でありながら、我が国においてはそれが教育の面において法的内容の一部を形成し、法規的性格を有し、教育者を拘束する効果をもつようになっていた」から、教育者は「教育

勅語に反することを教授することができなかつたのは勿論、これを批判することも許されなかつた」のである⁶⁾。戦前日本の教育が「教育勅語体制」と呼ばれるゆえんである。

敗戦後は当然、この教育勅語体制の変革が課題となり、やがて教基法の制定および昭和22(1947)年学校教育法(法26号)の第94条による国民学校令その他の学校令の廃止によってはじめて、教育勅語体制が変革されたのである。このようにして「教育勅語は従来それが包装されていた法的形式を除去され、教育上の特権的地位を喪失し、形式的には一個の歴史的文書、実質的には一つの道徳訓に還元せられたのである」⁶⁾というわけである。

教育勅語体制の解体は、当然、「新憲法の下における教育の指導原理を示す」必要を生ぜしめ、教育刷新委員会・第一特別委員会での論議・建議を受けて、その指導原理が教基法1条・2条に盛り込まれることになった。しかし、田中はこれについて、以下のように疑問を出している。

「教育基本法において規定せられている教育の目的及び方針は、それが法規の体裁をとっている関係上極めて抽象的で簡潔である。それは内容から見て民主主義的憲法の下における教育の目的及び方針としてふさわしいものといえよう。しかしながら世界観的に又教育哲学の観点よりしてそれが批判の余地がないではないことは別論として、かような事項が法規として命令され得るものか、どうか、国家は本来学問や宗教や文化の内容自体に積極的に干渉し得ないのであり、このことは教育についても同様ではないかという疑問が起るのである。」⁷⁾

「我が国に固有な事情に起因している」としても、教基法に教育の目的・方針の規定を盛り込んだことは「変態的現象である」⁷⁾というのである。そのうえで、「かような現象はこれを速急に取り除くことはできないにしても、これを拡張又は強化してはならない」⁷⁾という。いまや田中は、「教育は恰も司法のごとく、一般の行政的活動とはちがって政治から独立し、又教育者には独立して教育を行うことが保障されなければならない」という「教育権の

「独立」の観点から教基法の教育目的規定をみて、これに強い疑問を提示することになっているのである。

〔註〕

- 1) 前出『資料集1, 戦後教育立法に関する重要資料』331—332 ページ。
- 2) 同上, 332—333 ページ。
- 3) 同上, 334—335 ページ。
- 4) 同上, 341 ページ。
- 5) 同上, 336—337 ページ。
- 6) 同上, 338—339 ページ。
- 7) 同上, 340—341 ページ。

小 括

本論文「IIの7」での田中耕太郎の教育思想のフォローは以上にとどめ、この仕事も「IIの8」以降で継続することにしよう。残余の田中耕太郎の著書・論文のうち、『新憲法と文化』（国立書院・1948年）、『教育基本法の理論』（有斐閣・1956年）、「司法権と教育権の独立」（『ジュリスト』有斐閣・1957年1月1日号）等々が、さしずめ論究を予定しているものである。

田中の教育思想の本格的な総括に入る前に、メモ風にその小括をしておきたい。

第一。田中耕太郎の教育改革思想は、実に明快に、戦前日本の遂行した15年戦争等を、少しの正当性もない侵略戦争として認め、それが犯した重大な国家的罪悪への深刻な反省から出発して構成されている、ということである。被爆・被災の体験（戦争の悲惨さ等）から出発して戦後教育の方向を考えているというより、加害への反省（戦争責任）から出発してそれを考えている、ということである。しかし、このことは、広島・長崎への被爆や東京大空襲に代表される被災の体験については、それがほとんど論及していない、ということでもある。このような一面性はどこからきているのであろうか。

それにしても、戦後日本の教育改革に、つまり教基法制の形成に、指導的

な役割を果たした田中の、その教育思想が「加害への反省」「戦争責任」を踏まえたものであったということは、80年代日本の教育政策が国際的批判にさらされているいま、あらためて刮目されてよいことであろう。

第二。教育目的の法律的規整についての田中耕太郎の（「教育基本法第一条の性格」等における）見解には、多くの正当なものが含まれているから、これを無下に退けることは出来ないし、そうすることは誤りでもあろう。この田中耕太郎の見解の解釈をめぐることは、賛否両論が生まれて当然であり、そのままこれを承認して教育目的の法律的規整に消極的態度をとる立場も、当然に生まれよう。そのうちでもとくに、教育目的の確定は本来「法の干渉の外にある教育学の分野に所属する事柄である」とか、教育目的は「教育に従事する者が良心と良識とに従って」判断すべきものであるとか、教育は「一般の行政的活動とはちがって政治から独立し、又教育者には独立して教育を行うことが保障されなければならない」から、その法律的規整は「法が自分の権限を有しない学問の分野に介入したことになる」等々の見解は、その「教育権の独立」論を支えるものとして、高い価値を有する見解である。

しかし、その教育観にせよ教基法観にせよ、あまりにも一般論・抽象論に過ぎて、教育や教基法を日本の歴史的・社会的な状況のなかでとらえることに欠けていると思われる。教基法の教育目的規定は、① その誕生時の国民的世論と関連させながら、② とりわけ80年代教育政策の動向と関連させながら、その意義が浮き彫りにされなくてはならないであろう。

第3節（続き） 1982年文部省検定に対する 国際的批判の経過等（6）

—1982・8・15—

8・15 中国の各新聞が一齐に「日本の軍国主義復活勢力」を激しく批判し、『人民日報』社説を掲載。

「抗日戦勝利 37 周年」記念日にあたるこの日、中国各紙が教科書問題と関連させて「日本の軍国主義復活勢力」を批判。『人民日報』は「前のことを忘れず後の戒めとする」と題する長文の社説を発表し、北京発行の全国的な各新聞はこの『人民日報』社説を転載。『中国青年報』は論評「ファシストの疫病を警戒せよ」を掲げ、日本の一閣僚の発言「もし“進入”を“侵略”といえ、事実を曲げるだけでなく、子どもたちは祖先が悪いことをしたとって尊敬しなくなるだろう」を引用し、これとヒトラーの発言「われわれはベルサイユ条約に反対する。なぜなら罪のない未来の世代にその責任を負わせてはならない」との共通性を指摘しながら「歴史を鏡とすれば、当面のこの教科書検定問題の重大性を認識することができる」と述べる。

上記『人民日報』社説の要旨。

1、中日両国は日本政府が中国に対する侵略戦争について反省することを踏まえて国交正常化を実現した。そして、今年 9 月 29 日には、中日国交正常化の 10 周年を迎えようとしている。

1、こうした時に日本の一部に、日本国民とりわけ若い世代に、かつての中国およびその他のアジア太平洋諸国侵略の歴史を忘れさせ、日本国民に再び軍国主義の道を歩ませようとする一連の注目すべき動きが見られる。日本の文部省が教科書検定に際して、中国、朝鮮、東南アジア諸国に対する日本の侵略の事実をゆがめ、日本軍国主義を美化しているのは、こうした動きの中でも特に許しがたいものである。

1、今、文部省が教科書検定の機をとらえて、日本軍国主義の侵略の事実を否定しようとしているが、これは 1943 年のカイロ宣言、45 年のポツダム宣言、日本降伏文書などの国際的な重要文書を無視し、また中日共同声明と中日平和友好条約の原則に違反するものではないだろうか。これがどうして日本一国の「内政」だといえるのだろうか。

1、最近、日本に現れた中日友好に反対する一部の勢力は、突然やって来たものでもなければ、またさっと消えて行くものでもない。侵略戦争の教訓

をくみ取らず、侵略戦争を美化する軍国主義者は、時機が来たと思ひ込み、再び「大東亜共栄圏」の夢をむさぼろうとしているのである。

1、教科書の歴史を改ざんし、軍国主義を賛美する「大日本帝国」など一連の反動的映画を上映し、軍国主義分子の位牌を祭ってある靖国神社を公式参拝し、憲法改正を画策し、中国の領土である台湾との間に公式関係の樹立を図るなど、これらはみな厳しい注意を払うべき傾向である。

この中国共産党機関紙『人民日報』が社説で教科書問題を取りあげたのは初めてのことであり、これにより中国側は、その嚴重抗議・批判の姿勢を一段と鮮明にしたのである。

8・15 中国『人民日報』などが首相らの靖国神社参拝を批判。

『人民日報』はルポ「東京靖国神社観察記」を掲載し、靖国神社参拝を煽動することは「教科書書き換え同様、軍国主義復活の世論をつくるための下心のある活動だ」と批判。

なお、8月16日付『光明日報』は、8・15ルポ「日本はどこにいくのか」を掲載し、この日武道館で「全国戦没者追悼式」が行われ、鈴木首相ら閣僚が靖国神社を参拝し、街頭では右翼が軍歌を流し「大東亜戦争は正義の戦争」などと呼んだ、等のことを取りあげて「軍国主義を復活させようとする危険性がある」と指摘し、反戦・平和の集会在各地で開かれたことも合わせて紹介し、「現在の日本人民は戦前の人民とは違う。戦前の道を歩もうとたくらむ勢力がいかにこうかつであっても、すでに目覚めた人民は彼らのたくらみを容易に許しはしない」と論評。

8・15 韓国の全斗煥大統領が「日帝の侵略」を強調し、文部省検定を間接的に批判。

全斗煥大統領は「光復節記念式典」で演説し、創氏改名・強制連行の事実に触れて、これらを「強要しなかった」とする日本文部省を批判。「異民族の支配の苦痛が骨身にしみている。血と涙、悲痛とため息で彩られたいたましい試練は、これを味わった民族でなければだれも理解できない」と述べ、

また日本植民地下での歴史的事実に触れて「日帝の銃剣のもとで生命を失い、自由と財産を根こそぎはく奪され、貧困と圧迫の長い年月を過ごさざるを得なかった。人間の最小限の象徴である名前と言葉まで奪われた。強制徴用で連れて行かれ酷使された同胞がシベリア、サハリン、中国などにいまだに故郷を思いながら望郷の涙を流している。数十万の在日同胞があらゆる差別待遇の中で生きている現実も、植民地時代の悲しい所産である」と強調。さらに分断の現実についても「日帝による強制占領がなかったら祖国はけっして分断されなかったことは、いうまでもない」と、分断についての日本の責任にも言及。

8・15 光復節を祝うソウル市内で対日糾弾集会やデモ。

ソウル市内の南山公園の安重根記念館前で、大韓老人会の会員2,000人が日本の教科書問題を糾弾する集会を開き、光復節を祝う宣言を発表後、日本の教科書問題と一部閣僚の発言を糾弾する決議文を採択。また、独立運動関係者を記念する「光復会」メンバー約1,500人が国立墓地で集会を開き、日本の教科書問題を批判する決議文を発表し、その後パゴダ公園から日本大使館までデモ行進。

8・15 フィリピン新聞が文部省「歴史改ざん」を批判し、強い警戒心を示す。

フィリピン紙『ワールド・ニュース』は、日本の第二次世界大戦史改ざんを批判する記事を掲載し「この侵略の血まみれの歴史を否定することは許されないし、また否定できない」と強調し、さらに「日本はその異常な経済発展と対外拡張を追求する必要によってあの侵略戦争を引き起こした。今日、日本は再び経済的拡張の必要を感じている。日本の歴史の改ざんは、けっして偶然ではない」と強い警戒心を表明。

8・15 ベトナム共産党機関紙『ニャンゼン』が論評「世界は40年前を忘れてはいない」を掲載。

同論評は、第二次大戦中、日本軍国主義者が東南アジア諸国を侵略した事

実を列挙し、日本政府による最近の歴史教科書改訂は侵略の美化であると批判。また、日本が1941年11月、東南アジア支配の拠点サイゴンに設置し、ハノイなど各地で弾圧を組織したと告発。